

吉賀町告示第 115 号

吉賀町企業立地促進助成金交付要綱を次のように定める。

平成 27 年 6 月 1 日

吉賀町長 中谷 勝

吉賀町企業立地促進助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町の交付する企業立地促進助成金（以下「補助金」という。）については、吉賀町補助金等交付規則（平成 18 年吉賀町規則第 13 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第 2 条 本町における企業立地を促進するため、必要な助成措置を講ずることにより、産業の振興及び新たな雇用機会の拡大を図り、もって本町の地域経済の発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利の目的をもって事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 指定企業 助成措置の対象となる事業者として町長の指定を受けた事業者をいう。
- (3) 事業所 工場、作業場、事務所、検査場、試験研究棟、研修棟その他の事業の用に供する建物をいう。
- (4) 新設 町内に既存の事業所を有しない事業者（町内に住所又は所在地を有しない者に限る。）が新たに事業所を設置することをいう。
- (5) 増設等 町内に既存の事業所を有する者が、当該事業所を廃止することなく生産力強化のために新たな事業所を設置し、若しくは当該事業所を廃止して従前の生産能力以上の新たな事業所を設置すること又は町内に住所若しくは所在地を有する事業者が新たに事業所を設置することをいう。
- (6) 投下固定資産総額 設置する事業者に対して課される固定資産税の算定基礎となる評価額の合計額をいう。
- (7) 新たな雇用等 町内に住所を有する者を常勤の従業員として新たに雇用すること又は新設に伴い既存の常勤の従業員が町内に転入することをいう。

(対象事業者)

第 4 条 立地企業の指定を受けることのできる対象事業は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業その他町長が特に必要があると認める事業とする。

(立地企業の指定)

第 5 条 町長は、次に掲げる要件に適合する事業者と認めるときは、当該事業者を立地企業として指定することができる。ただし、島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第 23 号）の立地計画認定を受けているものについては、この認定をもって申請に代えることができる。

- (1) 公害の発生するおそれのない事業者
- (2) 事業所の新設及び増設等にあつては、製造業は 5 人以上、情報サービス業及びインターネット付随サービス業は 3 人以上の新たな雇用等を創出していること。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までに限り、情報サービス業及びインターネット付随サービス業については、1 人以上の新たな雇用等を創出していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、新設した事業所の運用開始日の翌日から起算して 30 日以内に、立地企業指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、町長が必要ないと認める場合は、当該書類を省略することができる。

- (1) 法人登記事項証明書
- (2) 定款又はこれに準ずるもの
- (3) 事業計画書
- (4) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し
- (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し
- (6) 事業所の位置図及び配置図
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による指定申請があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、指定を行うものとする。

（補助金の内容）

第 6 条 補助金の内容は、次に定めるところによる。

- (1) 企業立地奨励金 指定企業が事業所の用に供するため取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を事業開始後最初に課税される年度から起算して 3 年間交付することができる。ただし、吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年吉賀町条例第 67 号）の適用を受ける場合は除く。
- (2) 雇用促進奨励金 指定企業が事業所において、新たな雇用等を創出した者のうち、事業開始の日から 3 年の間に 1 年以上の継続雇用を行っている者の数に、50 万円を乗じて得た額（限度額は 1,000 万円）を 1 回交付することができる。
- (3) 事業所等賃借補助金 指定企業が対象業種の事業所及び居住地を賃借により契約し、かつ、立地後 3 年以上本町において事業を行うものに、事業を開始した日から 5 年を限度に、賃借料の 2 分の 1 以内の額（限度額は年 120 万円）を交付することができる。ただし、情報サービス業及びインターネット付随サービス業に限る。
- (4) インターネット回線利用料金補助金 指定企業が対象業種の事業所を新設し、又は増設し、かつ、立地後 3 年以上本町において事業を行うものに、事業を開始した日

から5年を限度に、1Mbps以上の回線使用料金の2分の1の額を交付することができる。

(企業立地奨励金の要件)

第7条 前条第1号に規定する補助金を受けようとする事業者は、次に該当するものとする。

(1) 青色申告書を提出する企業が、第4条の事業の用に供するために設置したものであり、当該事業の用に供していること。

(2) 新設し、又は増設した事業所の事業開始に伴い、新たな雇用等の創出があり、かつ、投下固定資産総額が1,000万円以上であること。

(指定書の交付)

第8条 町長は、第5条の規定により立地企業の指定を行ったときは、立地企業指定(却下)決定通知書(様式第2号)を申請事業者に交付するものとする。

(補助金等の申請)

第9条 立地企業は、第6条に掲げる補助金の交付を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期限までに、同表の右欄に掲げる奨励金交付申請書又は補助金交付申請書及び添付書類を提出することにより行うものとする。

補助金の種類	申請期間	申請書類
企業立地奨励金	各年度における固定資産税の最終納期限日から3月以内の期間	(1) 企業立地奨励金交付申請書(様式第3号) (2) 各年度における固定資産税の納税証明書 (3) 町税に滞納がないことを証明する書類 (4) その他町長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	事業開始の日から起算して1年を経過した日から3年以内の期間	(1) 雇用促進奨励金交付申請書(様式第4号) (2) 新規雇用した者の住民票の写し (3) 新規雇用した者の雇用保険被保険者証の写し (4) 新規雇用した者の町税に滞納がないことを証明する書類 (5) その他町長が必要と認める書類
事業所等賃借補助金	賃借料支払後	(1) 事業所等賃借補助金交付申請書(様式第5号) (2) 賃貸契約書の写し (3) 立地計画書及び島根県立地計画認定書(初回のみ添付) (4) その他町長が必要と認める書類
インターネット回線利用料	回線利用料金支払後	(1) インターネット回線利用料金補助金交付

金補助金		申請書（様式第 6 号） (2) 回線契約書の写し (3) 立地計画書及び島根県立地計画認定書 （初回のみ添付） (4) その他町長が必要と認める書類
------	--	---

（補助金交付の適否の決定等）

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金の交付決定を行い、企業立地促進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 7 号）により、事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 事業者は、前条に規定する通知書により補助金の交付決定の通知を受けたときは、遅滞なく企業立地促進助成金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（内容変更等の届出）

第 12 条 立地企業は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、立地企業指定申請書等記載事項変更届（様式第 9 号）又は事業所（廃止・休止）届出書（様式第 10 号）により遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第 5 条に規定する指定の申請又は第 6 条に規定する補助金交付の申請の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 事業所を廃止し、又は休止したとき。

（地位の承継）

第 13 条 譲渡、合併その他の理由により立地企業の事業の用に供する土地、建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等を継承した者は、当該事業を継続する場合に限り、当該立地企業の地位を継承できるものとする。

2 前項に規定する継承をしようとする者は、立地企業承継申請書（様式第 11 号）に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 会社概要書
- (2) 定款の写し及び法人登記簿謄本
- (3) 承継に関する契約書又は承継したことを証する書面
- (4) 労働基準法第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて職員による現地調査を行い、承継の可否を決定し、立地企業承継決定（却下）通知書（様式第 12 号）により当該申請した者に通知するものとする。

（指定の取消し）

第 14 条 町長は、立地企業が次の各号のいずれかに該当するときは、立地企業指定取消通知書（様式第 13 号）により、第 5 条の規定による指定を取り消すとともに、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5条に規定する指定の申請書又は第6条に規定する補助金の申請に虚偽その他不正の行為があったことが判明したとき。
- (2) 第5条第1項各号の要件に該当しないことが判明したとき。
- (3) 本町に納入すべき公租公課を滞納したとき。
- (4) その他法令又は条例等に違反し、町長がその必要を認めるとき。

(指定の失効)

第15条 立地企業の指定は、次の各号のいずれかに該当したときに失効するものとする。

- (1) 立地企業が事業所を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 立地企業が助成金の交付期間が満了したとき。
- (3) 立地企業が助成金の交付期間の満了を前に、新たな増設等を行ったことにより、第5条の規定による、申請を行ったとき。

(報告及び調査)

第16条 町長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、立地企業に対し報告を求め、又は職員に調査若しくは立入検査をさせることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

印

立地企業指定申請書

吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 5 条の規定により立地企業としての指定を受けた
いので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 新設又は増設した事業所の名称	
2 新設又は増設した事業所の所在地	
3 公害防止協定の締結年月日	年 月 日
4 新設又は増設に係る常勤の従業員数	人
5 新設又は増設した事業所の運用開始日	年 月 日

添付書類

- (1) 法人登記事項証明書
- (2) 定款又はこれに準ずるもの
- (3) 事業計画書
- (4) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し
- (5) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し
- (6) 事業所の位置図及び配置図
- (7) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

所在地
事業者名
代表者 様

吉賀町長



立地企業指定(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立地企業指定について、指定(却下)することに決定したので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 指定年月日
- 4 指定の条件 吉賀町企業立地促進助成金交付要綱を遵守すること。
- 5 却下の理由

様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

⑩

企業立地奨励金交付申請書

企業立地奨励金の交付を受けたいので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 9 条の規定により、関係資料を添えて申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の操業年月日
- 4 補助金対象固定資産税の課税年次
- 5 補助金の交付申請額 円
- 6 補助金対象固定資産税の内訳(別紙)

別添 1

助成金対象固定資産税の内訳

土地	所在地	地目		地籍	課税標準額	完納した 税額	完納年月 日
小計							
建物	所在地	種類	構造	床面積	課税標準額	完納した 税額	完納年月 日
小計							
構造物 機械及び装置 その他		種類	数量	課税標準額	完納した 税額	完納年月 日	
小計							
合計							

備考 固定資産税領収書の写しを添付すること。

様式第 4 号(第 9 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

印

雇用促進奨励金交付申請書

雇用促進奨励金の交付を受けたいので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 9 条の規定により、関係資料を添えて申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の操業年月日
- 4 補助金の交付申請額 円
- 5 新規雇用者の状況及びその内訳(別紙)

別添 1

新規雇用者の状況

事業所の名称		
事業所の所在地		
新設(増設)に伴い新規に雇用した従業員数	直接新設(増設)の設備に従事する者	人
	上記以外の事務職員等	人
従来から雇用している従業員数	人	
代表権を持つ役員数	人	
合計		人

備考

- 1 事業開始の日から、1年を超えて雇用されている従業員の数を記入すること。
- 2 当該企業生産設備に係る事業等に直接従事しない事務職員、守衛等は「上記以外の事務職員等」の欄に記入すること。

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

印

事業所等賃借補助金交付申請書

事業所等賃借補助金の交付を受けたいので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 9 条の規定により、関係資料を添えて申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の操業年月日
- 4 補助金の交付申請額 円
- 5 補助金対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

所在地	契約金額	契約年月日	契約相手方の住所・氏名
	円		

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

印

インターネット回線利用料金補助金交付申請書

インターネット回線利用料金補助金の交付を受けたいので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 9 条の規定により、関係資料を添えて申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の操業年月日
- 4 補助金の交付申請額 円
- 5 補助金対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

所在地	契約金額	契約年月日	契約相手方の住所・氏名	契約内容
	円			

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

所在地

事業者名

代表者 様

吉賀町長



企業立地促進助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった吉賀町企業立地促進助成金について、下記のとおり交付(不交付)することに決定したので通知します。

記

1 補助金の名称

2 補助金交付申請額 円

交付条件又は不交付の理由	
--------------	--

様式第 8 号(第 11 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

⑩

企業立地促進助成金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました企業立地促進助成金について、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 請求金額 円
- 3 交付年度 年度分
- 4 交付対象年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

(添付書類) 吉賀町企業立地促進助成金交付決定通知書の写し

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

⑩

立地企業指定申請書等記載事項変更届

年 月 日付けで提出しました申請書の記載事項に次のとおり変更があったので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 補助金交付措置事業所

事業所の所在地

事業所の名称

代表者又は管理者

2 補助金交付対象事業者指定年月日

年 月 日付け 指令 第 号

3 変更箇所

4 変更理由

様式第 10 号(第 12 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

⑩

事業所(廃止・休止)届出書

下記のとおり事業所を(廃止・休止)したので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 立地企業指定年月日	年 月 日付け指令 第 号
4 事業所の運用開始年月日	年 月 日
5 事業所の運用廃止又は休止年月日	年 月 日
6 廃止又は休止の理由	
7 事業所の運用再開の見通し	
8 その他	

様式第 11 号(第 13 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

印

立地企業承継申請書

吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 13 条の規定により、立地企業の地位を承継したいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 承継後の事業所の名称	
2 承継後の事業内容	
3 承継後の事業所等の運用開始年月日	年 月 日
4 承継した年月日	年 月 日
5 承継の理由	
6 その他	

添付書類

- 1 会社概要書
- 2 定款の写し及び法人登記簿謄本
- 3 承継に関する契約書又は承継したことを証する書面
- 4 労働基準法第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第 12 号(第 13 条関係)

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

印

立地企業承継決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった立地企業承継について、承認(却下)することに決定したので、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 指定年月日	
4 指定の条件	吉賀町企業立地促進助成金交付要綱を遵守すること。
5 却下の理由	

様式第 13 号(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

所在地
事業者名
代表者 様

吉賀町長



立地企業指定取消通知書

吉賀町企業立地促進助成金交付要綱第 14 条の規定により、下記の立地企業の指定を取り消したので、交付金の返納を命じます。

記

指定番号	第 号
事業所の名称	
事業所の所在地	
指定取消年月日	年 月 日
指定取消理由	
交付金返納額	円
返納期限	年 月 日